

2024年3月1日

吸収分割に係る事後開示事項

(吸収分割会社)
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMOコイン株式会社
代表取締役社長 石村 富隆

(吸収分割承継会社)
東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
GMOフィナンシャルホールディングス株式会社
代表執行役社長 石村 富隆

GMOコイン株式会社(以下「GMOコイン」といいます。)及びGMOフィナンシャルホールディングス株式会社(以下「GMO-FH」といいます。)は、GMOコイン及びGMO-FHの間で締結した2024年1月23日付の吸収分割契約に基づき、GMOコインを吸収分割会社、GMO-FHを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下「本件吸収分割」といいます。)により、2024年3月1日を効力発生日として、GMOコインのシステム開発・運用・保守等事業に関する権利義務をGMO-FHに承継させました。つきましては、会社法第791条第1項第1号・第2項、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条の規定に従い、下記のとおり、GMOコイン及びGMO-FHの事後開示事項を備え置きます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日
2024年3月1日
2. 吸収分割会社における事項
 - (1) 会社法784条の2の規定による請求に係る手続の経過
GMOコインに対して、本件吸収分割をやめることを請求したGMOコインの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法785条の規定による手続の経過
本件吸収分割は会社法第784条第1項本文に規定する略式分割に該当し、かつ、GMOコインの株主はその特別支配会社であるGMO-FHのみであるため、会社法第785条第3項本文括弧書の規定により、同条の規定による株主への通知は不要になります。従いまして、会社法785条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
GMOコインは、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
GMOコインは、会社法第789条第2項・第3項の規定に従い、2024年1月24日付の官報及び同日付の電子公告において、本件吸収分割に対する債権者異議申述公告を行いました。申述期限までに本件吸収分割について異議を述べた債権者はおりませんでした。
3. 吸収分割承継会社における事項
 - (1) 会社法796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割は、会社法第796条第2項に規定する簡易分割に該当するため、

会社法第 796 条の 2 ただし書の規定により、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

GMO-FH は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に従い、2024 年 1 月 24 日付の電子公告において、その株主に対して公告を行いました。なお、本件吸収分割は、会社法第 797 条第 1 項ただし書に規定する場合に該当するため、反対株主の株式買取請求権はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

GMO-FH は、会社法第 799 条第 2 項・第 3 項の規定に従い、2024 年 1 月 24 日付の官報及び同日付の電子公告において、本件吸収分割に対する債権者異議申述公告を行いました。申述期限までに本件吸収分割について異議を述べた債権者はございませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

GMO-FH は、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 3 月 1 日をもって、GMO-FH 及び GMO コインの間で 2024 年 1 月 23 日に締結した吸収分割契約書で定められた事業に関する権利義務を GMO コインから承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2024 年 3 月 1 日（予定）

6. その他、吸収分割に関する重要な事項

(1) GMO-FH は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易分割の規定により、株主総会の承認を得ずに本件吸収分割を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件吸収分割に反対する旨を通知した GMO-FH の株主はございませんでした。

(2) GMO コインは、会社法第 784 条第 1 項に定める略式分割の規定により、株主総会の承認を得ずに本件吸収分割を行いました。

以上